

(損害賠償〔交通〕)

請求の趣旨【□前記記載のとおり】

1 被告【ら】は、原告に対し、【各自】次の金額を支払え。

(1) 金 1,067,120 円

(2) (1)の金額【□のうち金_____円】に対する【令和 元 年 7 月 18 日
□本訴状送達の日翌日】から支払済みまで年 ● パーセントの割合による金員

2 訴訟費用は被告【ら】の負担とする。

との判決【及び仮執行宣言】を求める。

請求の原因(紛争の要点)

1 事故の発生

原告 _____ は、次の交通事故により、損害を受けた。

(1) 発生日時 令和 元 年 7 月 18 日 【□午前 午後】 3時00分頃

(2) 発生場所 東京都 港区 高輪台△丁目△△番 国道1号線上

(3) 被告側車両 普通乗用自動車(品川55 そ 1234)

(4) 被告側車両運転者【被告 冬野次郎 □訴外_____】

(5) 被害を受けた対象

物…原告 _____ が【所有 □登録名義上使用】する

【車両 自動二輪車(練馬 も 4321)
□ _____】

人身…【原告側車両 自動二輪車(練馬 も 4321) の【運転者 □同乗者】
□歩行者 □ _____】

の原告 _____

(6) 事故及び過失の態様 別紙事故発生状況説明図記載のとおり

【□なお、本件事故における過失割合は、被告側____%, 原告側____%と考える。】

2 被告の責任

被告 冬野次郎 は、上記1(6)記載のと通りの過失責任がある。

被告 株式会社夏木タツ は、被告側車両運転者の使用者であり、業務中の本件事故について、使用者としての責任がある。

人身事故部分について、被告 株式会社夏木タツ は、被告側車両の保有者であり、運行供用者としての責任がある。

3 以下、本訴において、【□物損事故 □人身事故 物損事故及び人身事故】についての損害賠償を請求する。

(損害賠償〔交通〕)

物損事故の損害賠償請求について

(1) 損害の内容

① 修理費 100,000 円

② 代車使用料 50,000 円 (1日 5,000円 × 10日分)

③ その他の費用

_____として_____円

_____として_____円

_____として_____円

④ 上記損害額の合計 150,000 円

【過失相殺後の損害額_____円】

(2) 被告側からの支払状況

上記損害について、被告側から支払われた金額は、ない _____円
である】。

(3) 物損事故損害請求額

よって、原告 は、被告らに対し、各自 150,000 円 及び遅延損害金】
の支払を求める。

(損害賠償〔交通〕)

人身事故の損害賠償請求について

(1) 損害の内容

① 傷病名 鎖骨骨折

② 治療経過

入院 令和元年7月18日から令和元年7月24日までの7日間

通院 令和元年7月25日から令和元年10月24日の間の10日

(2) 人身事故による損害の内訳

① 治療関係費用

治療費 402,000 円

交通費 33,120 円

_____ 費 _____ 円

_____ 費 _____ 円

② その他の費用

休業損害 として 482,000円

_____ として _____ 円

② 上記損害額の合計 917,120 円

【過失相殺後の損害額 _____ 円】

(3) 上記損害に対して支払われた金額

なし

自賠償保険より _____ 円

(4) 人身事故損害請求額

よって、原告 は、被告らに対し、各自 917,120 円【及び遅延損害金】
の支払を求める。